第三十五条第二項中「、「第六十二条の五第五項の」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに同法第五十九条第一項及び第二項の」と」を削る。

第三十六条第七項中「第六十条の二第一項」を「第六十一条第一項」に改め、「、第六十一条第一項及び第四項」を削り、「第百十二条第十四項」を「第百十二条第二十項」に改める。

第三章第三節の五を削る。

第三十六条の二第一項から第三項までの規定中「第六十条の二第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条第四項中「第六十条の二第一項」を「第六十一条第一項」に、「第百十二条第十四項」を「第百十二条第二十項」に改め、同条第五項中「第六十条の二第一項」を「第六十一条第一項」に、「第六十条の二第五項」を「第六十一条第五項」に改め、第三章第三節の四中同条を第三十七条とする。

第三十七条の二第二項中「、「第六十二条の五第五項の」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに同法第六十一条の二第一項の」と」を削る。

第三十七条の三第三項中「、「第六十二条の五第五項の」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに同法第六十一条の三第一項の」と」を削る。

第三十九条の二第五項中「施行再建マンションの」を「施行再建マンションに係る」に改め、同条第十項第二号中「同項に」を「同号に」に改め、「（当該給付が同法第百十八条の二十五の二第一項の規定により定められた管理処分計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の給付）」を削り、同条第十一項中「が法第六十五条第八項の」を「が法第六十五条第八項の」に改め、同条に次の四項を加える。

12　法第六十五条第十項第一号に規定する政令で定める場合は、第五項第一号に掲げる場合とする。

13　法第六十五条第十項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する譲渡利益額（当該譲渡利益額に係る法人税法施行令第百二十二条の十四第五項に規定する調整済額がある場合には、当該調整済額を控除した金額）に第三項（第五項第一号の規定により準じて計算する場合を含む。）、第十項第一号又は第十一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

14　法第六十五条第十一項の規定により同条第十項に規定する適用譲渡損益調整資産（以下この項及び次項において「適用譲渡損益調整資産」という。）とみなされた減価償却資産につき法人税法第六十一条の十三第二項の規定を適用する場合には、法人税法施行令第百二十二条の十四第四項第三号に規定する取得価額は法第六十五条第十一項の規定を適用する前の適用譲渡損益調整資産の取得価額とし、同令第百二十二条の十四第六項第一号ロに規定する耐用年数は法第六十五条第十一項の規定を適用する前の適用譲渡損益調整資産について適用する耐用年数とする。

15　法第六十五条第十項に規定する譲受法人の有する適用譲渡損益調整資産の譲渡により内国法人に同項の規定の適用があるときは、当該譲受法人が当該譲渡につき法人税法施行令第百二十二条の十四第十七項の規定により通知しなければならない事項は、同項に定めるもののほか、当該譲渡につき法第六十五条第十項の規定の適用がある旨及び当該譲渡に係る同条第十一項に規定する換地処分等により取得した資産の種類（同条第十項第一号に掲げる場合には、第十三項に規定する割合を含む。）とする。

第三十九条の三第三項中「換地処分等により譲渡した資産」の下に「（法第六十五条第七項又は第八項の規定により法第六十四条第一項に規定する収用等による譲渡があつたものとみなされる資産を含む。）」を、「に当該補償金等」の下に「（法第六十五条第七項に規定する変換清算金及び同条第八項に規定する防災変換清算金を含む。）」を加え、同条第六項中「については、当該資産」を削り、「される部分」の下に「及び法第六十五条第七項から第九項までの規定により換地処分等による譲渡があつたものとみなされる資産」を、「補償金等」の下に「（法第六十五条第七項に規定する変換清算金及び同条第八項に規定する防災変換清算金を含む。）」を加え、「同条第一項」を「法第六十五条の二第一項」に改める。

第三十九条の七第七項中「及びコンテナ用の貨車」を削り、同条第十九項中「第六十五条の七第十五項第一号」を「第六十五条の七第十六項第一号」に、「第六十五条の七第十五項第二号」を「第六十五条の七第十六項第二号」に改め、同条第二十項中「第六十五条の七第十五項第三号」を「第六十五条の七第十六項第三号」に改め、同条第二十一項中「第六十五条の七第十五項第三号ロ」を「第六十五条の七第十六項第三号ロ」に改め、同条第二十七項第四号中「資産又は」を「資産、」に改め、「若しくは第八項」を削り、「これらの規定に規定する当該権利」を「同項の施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは同項の建築施設の部分の給付を受ける権利又は同条第八項の規定の適用を受けた場合における同項の防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」に改め、同項第五号中「若しくは第八項」を削り、「これらの規定に規定する当該権利」を「同項の施設建築物の一部を取得する権利若しくは同項の建築施設の部分の給付を受ける権利、同条第八項の規定の適用を受けた場合における同項の防災施設建築物の一部を取得する権利」に改め、同条第三十二項中「同条第十五項第四号」を「同条第十六項第四号」に改め、「相当する金額」の下に「（法第六十五条の八第四項第二号の特別勘定の金額が次の各号に掲げる資産の取得に係る特別勘定の金額である場合には、当該計算した金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　法第六十五条の八第十八項において読み替えて準用する法第六十五条の七第十四項に規定するときにおける同項第一号に掲げる地域内にある資産　百分の七十

二　法第六十五条の八第十八項において読み替えて準用する法第六十五条の七第十四項に規定するときにおける同項第二号に掲げる地域内にある資産　百分の七十五

第三十九条の七第三十七項中「第六十五条の七第十五項第三号」を「第六十五条の七第十六項第三号」に改め、同条第三十八項中「第六十五条の七第十五項第三号ロ」を「第六十五条の七第十六項第三号ロ」に改め、同条第三十九項中「相当する金額」の下に「（同項に規定する特別勘定の金額が第三十二項各号に掲げる資産の取得に係る特別勘定の金額である場合には、当該計算した金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額）」を加える。

第三十九条の十三第三十二項中「及び第二項」を「同条第四項中「合計額に」に、「。以下」を「）に」に改める。

第三十九条の十三の二第一項中「第六十条の二第一項及び第五項、第六十一条第一項及び第四項」を「第六十一条第一項及び第五項」に、「第百十二条第十四項」を「第百十二条第二十項」に改め、同条第二十三項中「次項及び第五項」を「第四項」に、「同条第二項中「合計額に」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十六条の五の二第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）に」と、同条第五項中「合計額（以下」を「同条第四項中「合計額に」に、「。以下」を「）に」に改める。

第三十九条の十三の三第八項中「同条第二項中「合計額に」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十六条の五の三第一項及び第二項の規定により損金の額に算入される金額がある場合には、当該金額を加算した金額）に」と、同条第五項中「合計額（以下」を「同条第四項中「合計額に」に、「。以下」を「）に」に改める。

第三十九条の十四第一項第二号中「以下」を「未満」に改め、同条第二項第一号イ中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「同号」を「これらの号」に改める。

第三十九条の十五第一項第四号中「（次に掲げる法人を除く。）」を削り、「）から受ける配当等の額」の下に「（その受ける配当等の額の全部又は一部が当該子会社の本店所在地国の法令において当該子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている配当等の額に該当する場合におけるその受ける配当等の額を除く。）」を加え、同号イからニまでを削り、同条第三項第一号中「。以下この項」を「。以下この号及び次号」に、「次号」を「以下この項」に改め、同項に次の二号を加える。